

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 上下水道総務課

許認可等の内容		農業集落排水事業受益者分担金減免申請に対する決定		
根拠法令等及び条項		栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程第9条第1項及び別表第2		
標準 処理 期間	根拠条項	未設定		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更		
	標準処理期間	日		
審査 基準	根拠条項	栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程第9条第1項及び別表第2		
	参考事項			
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更		
	【 基準 】			
	栃木市農業集落排水事業受益者分担金に関する条例施行規程第9条 (分担金の減免)			
	第9条 条例第6条の規定による分担金の減免基準は、別表第2に定めるところによる。 別表第2 (第9条関係)			
	該当する受益者	免除又は減額の対象となる主な施設等	該当する主な用途	減ずる割合 (%)
	国又は地方公共団体	国又は地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している施設	公園	免除
			一般庁舎	50
		国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している施設	学校、図書館	75
公民館 社会教育体育運動施設				
社会福祉の用に供する施設		保育所、養護老人ホーム	75	
国又は地方公共団体がその企業の用に供している施設	上水道事業	25		
地域住民が組織している公共的	地域住民が組織している公共的団体が公共の	公民館、集会所	75	

団体	用に供し又は供することを予定している施設		
公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者			免除
その他分担金を減免する必要があると認める施設に係る受益者	学校教育法第1条に規定する学校で私立学校法第3条に定める学校法人が設立するものに係る施設（管理者、職員等の住居に使用する建物を除く。）	学校、幼稚園	75
	宗教法人法第2条に掲げる団体が同法第3条に規定する目的のために使用する施設	神社、寺院及びこれに類するもの	50
	社会福祉法第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設（管理人等が住居に使用する建物を除く。）	保育所 養護老人ホーム	75
	消防団が所有又は使用する車両、器具等の格納に係る施設		免除
	その他市長が特に減免する必要があると認めた施設		その状況に応じて市長が定める。